

# 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

当組合に加入する被用者（給与の支払いを受けている人）が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより労務に就けず、給与等の支払いを十分に受けられなかった場合、申請により傷病手当金を支給します。

（75歳以上の第二種組合員の方は、広域連合にお問い合わせください。）

次の条件を満たした場合、傷病手当金が支給されます。

## 1 被用者（※）であること

※被用者とは、給与等の支払いを受けている者をいいます。

組合員	法人事業の事業主
	個人事業および法人事業所の勤務医師
准組合員	すべて

※ 個人事業所の事業主は対象外です。

## 2 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状（※）があり感染が疑われる者であること

※支給対象の目安となる症状

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱などの強い症状のいずれかがある
重症化しやすい方（※）で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある ※高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、抗がん剤治療をされている方等
上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

## 3 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること

3日連続して休むことを待機期間といい、この期間は支給できません。

3日間のうち1日目は、労務に服する予定であったが、労務に服することができなかった日であること。なお、2日目及び3日目は、公休日や祝祭日でも構いません。



## 4 給与（報酬）の支払いがないか、減額されて支払われていること

### 適用期間および支給額

#### 1 適用期間

令和2年1月1日～令和4年12月31日の間で、労務を予定していた日。  
ただし、入院が継続する場合は、健康保険と同様、最長1年6か月まで。

#### 2 支給額

$$\text{1日当たりの支給額} = \frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計}}{\text{直近の3か月間の勤労日数}} \times \frac{2}{3}$$

※1日当たりの支給額には上限があります（令和2年3月現在、日額30,887円）。  
ただし、給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合には、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

#### 3 申請書

- ①（准）組合員記入用
- ② 被保険者記入用
- ③ 事業主記入用

#### 4 以下の場合には傷病手当金の支給対象外となります

- ① 新型コロナウイルス感染症の症状はないが、自宅待機を命ぜられた。
- ② 新型コロナウイルス感染症の症状はないが、家族が感染し濃厚接触者となり、自宅待機をした。
- ③ 通勤中や勤務中の感染で、労災保険の休業補償給付を受ける場合。